

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月11日
【会社名】	三浦工業株式会社
【英訳名】	MIURA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 宮内 大介
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市堀江町7番地
【電話番号】	(089) 979-7045
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部長 木山 明美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪2丁目15番35号 三浦工業株式会社東京支店
【電話番号】	(03) 5793-1031
【事務連絡者氏名】	執行役員首都圏事業本部長 小野 巧
【縦覧に供する場所】	三浦工業株式会社東京支店 (東京都港区高輪2丁目15番35号) 三浦工業株式会社大阪支店 (大阪府東大阪市西石切町7丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円

総額 1,350,560,160円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社および当社子会社の事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役11名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役として、高橋祐二、宮内大介、西原正勝、細川公明、越智康夫、福島広司、丹下聖吾、森松隆史、兒島好宏、原田俊秀、米田剛の11名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、依純一、広瀬雅旨、山本卓也、佐伯直輝、仲井清眞の5名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成の割合(%)
第1号議案	767,020	72,685	110	(注)1	可決(91.33%)
第2号議案	839,589	116	110	(注)2	可決(99.97%)
第3号議案				(注)3	
高橋祐二	783,594	56,111	110		可決(93.31%)
宮内大介	794,214	45,491	110		可決(94.57%)
西原正勝	792,880	46,825	110		可決(94.41%)
細川公明	793,816	45,889	110		可決(94.52%)
越智康夫	793,816	45,889	110		可決(94.52%)
福島広司	793,817	45,888	110		可決(94.52%)
丹下聖吾	792,996	46,709	110		可決(94.43%)
森松隆史	792,996	46,709	110		可決(94.43%)
兒島好宏	792,996	46,709	110		可決(94.43%)
原田俊秀	787,479	52,226	110		可決(93.77%)
米田剛	787,478	52,227	110		可決(93.77%)
第4号議案				(注)3	
依純一	787,285	52,421	110		可決(93.75%)
広瀬雅旨	787,281	52,425	110		可決(93.74%)
山本卓也	791,378	48,328	110		可決(94.23%)
佐伯直輝	797,475	42,231	110		可決(94.96%)
仲井清眞	797,399	42,307	110		可決(94.95%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上